

鹿沼市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成29年12月25日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 大貫武男

記

1 監査の期日

平成29年8月23日

2 監査の対象団体

鹿沼市観光物産協会

鹿沼市体育協会

3 監査事項

平成28年度に交付した下記補助金についての出納その他の事務の執行状況

対象団体	補助金等の名称	補助金額
鹿沼市観光物産協会	鹿沼市観光物産協会補助金	10,062,000円
鹿沼市体育協会	鹿沼市体育協会補助金	4,668,000円

4 監査の方法

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係諸帳簿との照合・確認を行い、さらに関係職員から説明を聴取し、適正かつ効率的な事務処理がなされているかどうかの主眼をおいて実施した。

5 監査の結果

補助金に関する予算の執行状況並びに事務処理は、その目的に沿って行われ、経理事務についてもおおむね適正に執行されたものと認められた。なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

以下、対象団体の補助対象事業の概要を記述した。

(1) 鹿沼市観光物産協会

鹿沼市の観光・物産の宣伝普及と観光客の誘致活動、観光施設の管理運営を手掛け、宣伝・観光客誘致では、メディアへの積極的な情報提供、取材協力を行い、インターネットによる宣伝、イベント会場でのポスターやパンフレット展示など観光物産のPRに努められている。

補助対象事業費額は8,441万7千円で、市補助金1,006万2千円を交付、補助対象事業費額に対する補助金の割合は11.9パーセントである。

(2) 鹿沼市体育協会

市民の体位の向上とスポーツ活動の普及推進を図ることを目的として、スポーツレクリエーションの普及啓発や各種競技の開催・指導援助などの事業を行っている。

また、市民総スポーツ化の普及推進を図るとともに競技水準の高度化を目指した振興普及が図られている。

補助対象事業費額は662万4千円で、市補助金466万8千円を交付、補助対象事業費額に対する補助金の割合は70.5パーセントである。

6 指摘事項及び意見

指摘すべき事項はなかった。

本	庁	板荷コミュニティセンター	西大芦コミュニティセンター
加藤コミュニティセンター	北大飼コミュニティセンター	南摩コミュニティセンター	
南押原コミュニティセンター	東大芦コミュニティセンター	菊沢コミュニティセンター	
北押原コミュニティセンター	東部台コミュニティセンター	粟野コミュニティセンター	
粕尾コミュニティセンター	永野コミュニティセンター	清洲コミュニティセンター	